



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2016年3月1日

連載トピックス

ストレスチェック制度のスタートに備えて⑤

連載5回目の今回は、ストレスチェックの結果に基づく面接指導などに関する事項を紹介します。

ストレスチェックの結果に基づく面接指導など

面接指導の実施

- ストレスチェックの結果で、「医師による面接指導が必要」とされた労働者から申出があった場合^{※1}は、医師に依頼して面接指導を実施しなければなりません^{※2}。

※1 申出は、結果が通知されてから遅滞なく（1月以内程度に）行う必要があります。

※2 面接指導は、申出があつてから遅滞なく（1月以内程度に）行う必要があります。



〈補足〉面接指導の対象となる労働者は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者であつて、面接指導を受ける必要があると当該ストレスチェックの実施者である医師等が認めたものとされています。

- 面接指導を実施した医師から、就業上の措置の必要性の有無とその内容について、意見を聴き[※]、それを踏まえて、労働時間の短縮など必要な措置を講じなければなりません。

※ 医師からの意見聴取は、面接指導後、遅滞なく（1月以内程度に）行う必要があります。

- 面接指導の結果[※]は、事業所で5年間保存しなければなりません。

※ 記録を作成・保存する必要があります。以下の内容が含まれていれば、医師からの報告をそのまま保存しても構いません。

- ① 実施年月日
- ② 労働者の氏名
- ③ 面接指導を行った医師の氏名
- ④ 労働者の勤務の状況、ストレスの状況、その他の心身の状況
- ⑤ 就業上の措置に関する医師の意見



集団ごとの集計分析（規模にかかわらず努力規定）

- ストレスチェックの実施者（医師等）に、ストレスチェック結果を一定規模の集団（部課、グループなど）ごとに集計・分析[※]してもらい、その結果を提供してもらいましょう。

※ 集団ごとに、質問票の項目ごとの平均値などを求めて、比較するなどの方法で、どの集団が、どういったストレスの状況なのかを調べましょう。

注意！ 集団規模が 10人未満の場合は、個人特定されるおそれがあるので、全員の同意がない限り、結果の提供を受けてはなりません。原則10人以上の集団を集計の対象としましょう。

- 集計・分析結果を踏まえて、職場環境の改善を行いましょ。



面接指導の実施は、ストレスチェックとワンセットです。ストレスチェックの実施者である医師等が高ストレスで面接指導が必要と判断した労働者から申出があつた場合には、これを実施する必要があります（不利益取扱いの禁止規定もありますので、次号で紹介いたします）。ストレスチェックを実際どのように進めるべきか、不明な点がございましたらつちはし事務所まで、お気軽にお問い合わせください。

雇用継続給付の支給申請手続が改正されました

平成 28 年 2 月 16 日を施行日として、雇用継続給付(高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付)の支給申請手続が改正されています。概要は次のとおりです。

雇用継続給付の支給申請手続の改正〔概要〕

改正前 給付の支給申請は、原則として、雇用継続給付の支給を受けようとする被保険者が行うが、労使協定(事業主と労働者の過半数で組織する労働組合等との間の書面による協定)があるときは、**事業主が被保険者に代わって公共職業安定所に支給申請書等を提出**することができる。→**事業主は 代理人**
事業主による雇用継続給付の申請に当たり、公共職業安定所が事業主から個人番号の提供を受ける場合には、代理権の確認等が必要。

公共職業安定所の窓口で代理権の確認等をする場合、事業主の負担が大きく、情報漏洩のリスクもある。そこで、次のように改正

改正後(平成 28 年 2 月 16 日～)雇用継続給付の支給申請は、雇用継続給付を受けようとする被保険者が、**原則として、事業主を経由して公共職業安定所に支給申請書等を提出**することにより行う(労使協定は不要)。→**事業主は 個人番号関係事務実施者**

雇用継続給付の申請に当たっては、事業主は、個人番号関係事務実施者として、被保険者について本人確認を行う

①事業主から雇用継続給付の申請を行うことについて、委託を受けた社会保険労務士も個人番号関係事務実施者となります。

②本人が提出することも可能ですが、事業主からの提出が原則です。

新情報!

協会けんぽ保険料率変更、標準報酬月額・標準賞与額上限引上げ

徳島県の健康保険の保険料率は引上げ、介護保険の保険料率は据置きとなります。

協会けんぽ徳島支部保険料率の変更(平成 28 年 3 月分、4 月納付分より)

	平成 28 年 2 月(3 月納付分)まで	平成 28 年 3 月(4 月納付分)から	
健康保険料率	給与・賞与の 10.10%	給与・賞与の 10.18%	引上げ
介護保険料率	給与・賞与の 1.58%	給与・賞与の 1.58%	据置き

健康保険等の標準報酬月額・標準賞与額の上限改定(平成 28 年 4 月 1 日より)

4 月 1 日より、健康保険等の標準報酬月額の**上限額が 1 2 1 万円から 1 3 9 万円に引き上げられます**。また、同じく健康保険の年間の標準賞与額の**上限が 5 4 0 万円から 5 7 3 万円に引き上げられます**。これにより、月額報酬が 1 2 3 万 5 千円以上の方や、年間賞与が 5 4 0 万円を超える方は支払保険料が高くなります。

あとがき◆つちはし事務所より

- ☆ストレスチェックの法改正についてシリーズでお知らせしていますが、具体的には何をすればいいかお悩みではないでしょうか。実際のストレスチェックは、今年の 11 月 30 日までにすればよいとはいえそれまでに産業医の先生との打合せや衛生委員会での審議など、様々な段取りがありますので、そろそろ具体的な検討が必要です。つちはし事務所でも、ストレスチェックコンサルティングサービスをはじめ、お客様の疑問にお答えする様々な提案をご用意しております。お困りの際はお気軽にご相談下さい。
- ☆協会けんぽの保険料率は 3 月分から上がりますので、給与計算の際、特に社会保険料を当月控除されている事業所様は、保険料率の変更をお願いいたします。また、雇用保険料率についても現在、保険料率を下げる法律案が審議されていますので、法案が通りましたら改めてお知らせいたします。
- ☆新年度をひかえ、様々な法改正や新法の施行が予定されています。28 年 4 月 1 日施行の「女性活躍推進法」、28 年 3 月 1 日施行の「若者雇用促進法」、28 年 4 月 1 日施行の「障害者差別解消法」。いずれも『一億総活躍社会』を実現するための施策のようですが、労働力人口が減少していく社会で、どのような人事制度や賃金制度を構築すればいいのか、日本全体で新しい人事制度の枠組みを考える時期が来ているのかもしれないね。

